

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 106 経団連のひな型の改訂について

2016年3月9日に経団連の「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」が改訂されました。これは、2016年1月に改正法務省令が公布されたこと、2016年3月期に企業結合に関する会計基準が全面適用になること等から所要の修正を行ったものです。

今回はその主な改訂箇所をご説明します。

(1) 企業結合に関する会計基準に関する改訂

企業結合に関する会計基準等が改正され、2016年3月期から適用が強制されることとなります。当該改正項目のうち、表示方法のみ早期適用が認められず、2016年3月期からの適用であることから、以下の表示方法が改訂されました。なお、括弧書きは会社計算規則(以下「規則」とします)の関連条文です。

■ 連結貸借対照表 (規則 76 条1項)

少数株主持分 → 非支配株主持分

■ 連結損益計算書 (規則 93 条1項、94 条1項及び3～5項)

少数株主損益調整前当期純利益 → 当期純利益

少数株主利益 → 非支配株主に帰属する当期純利益

当期純利益 → 親会社株主に帰属する当期純利益

■ 連結株主資本等変動計算書 (規則 96 条2項及び8項)

当期純利益 → 親会社株主に帰属する当期純利益

なお「1株当たり当期純利益」は、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額または当期純損失金額として算定することになりますが、連結注記表の記載は、継続して「1株当たり当期純利益」を記載することができる点に留意が必要です。

(2) 株主総会参考書類の記載上の注意の改訂

■ 社外取締役候補者について

2016年1月に「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」が公布、施行されまし

た。これにより社外取締役候補者の定義に「監査等委員会設置会社において、重要な業務執行の決定を定款の規定なしに取締役会から取締役に委任することが可能とされるための要件である、取締役会の過半数を占めるべき社外取締役」が追加されました(会社法施行規則第2条3項第7号ロ(2))。

これを受け、「Ⅶ 株主総会参考書類」の第1(一般的な議案)の第3号議案の社外取締役候補者に関する「記載上の注意」が改訂されました。

■株主総会への報告について

監査等委員は議案等について、法令・定款違反、又は著しく不当と認めるときは、その旨を株主総会に報告する義務を負います(会社法 399 条の5、会社法施行規則 73 条第1項第3号)。

これを受け、「Ⅶ 株主総会参考書類」の第2(上記以外の議案についての記載方法)における「3. その他の場合」(3)が報告内容の概要を「記載することも考えられる」から「記載しなければならない」とされました。

(3)その他の改訂

「会計処理基準」の用語は、2016年3月期の連結計算書類からは、「会計方針」と記載することになるため、記載が変更されました(規則 102 条1項)。

また、退職給付会計基準における会計基準変更時差異は、2000年4月の退職給付会計の導入の際に認識されたものですが、その償却期間は最長で15年であるため、2015年3月期で金額が無くなっていることから、会計基準変更時差異に関する注記が削除されました。